くらしの中に
総務省

資料２２

地方への人の流れの創出・拡大や地域の暮らしを守るための取組について

令和８年１月２３日
総務省　地域自立応援課

地域おこし協力隊

▶詳しくはこちらからご確認ください。

地域おこし協力隊について

● 都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの 「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体：**地方公共団体（地域要件あり）　　○**活動期間：概ね1年以上3年以下 ※ 最大５年とする特例あり（R8～）**

○**地方財政措置：**＜特別交付税措置：R8＞

・地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：350万円／団体を上限
・「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：100万円／団体を上限
・「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：団体のプログラム作成等に要する経費について100万円／団体を上限　等
・地域おこし協力隊員の活動に要する経費：550万円／人を上限(報償費等：350万円、その他活動経費：200万円)
・地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：200万円／団体を上限
・**地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：100万円／人を上限（任期２年目から任期終了後３年以内の起業・事業承継が対象）**
　※新たな雇用の創出等の要件を満たす場合…200万円／人に上限額を引き上げ（R8～）
・任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
・JETプログラム参加者等の外国人の地域おこし協力隊への関心喚起及びマッチング支援に要する経費（200万円／団体を上限）
・外国人の隊員へのサポートに要する経費（100万円／団体を上限）

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

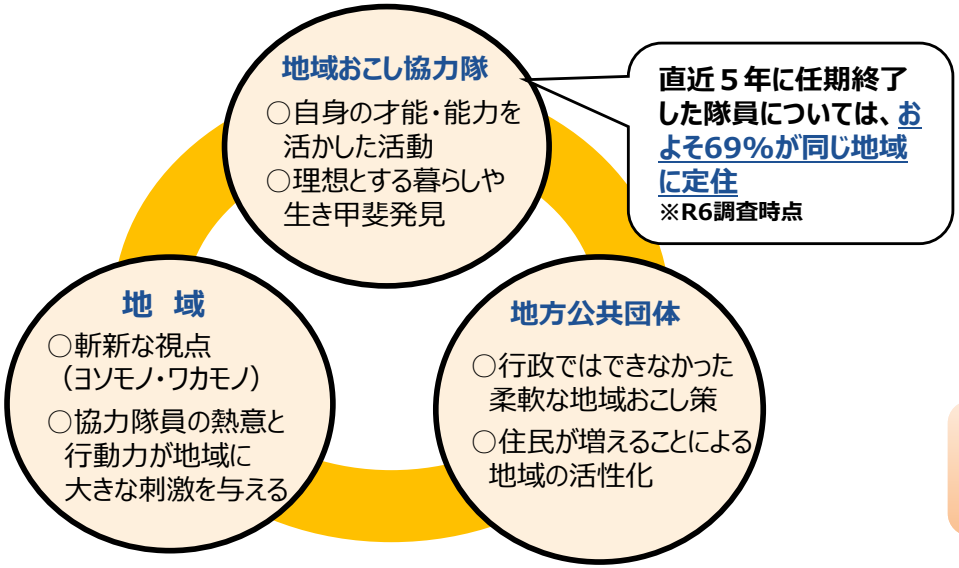

隊員数、取組自治体数の推移

⇒ 隊員数10,000人を目標

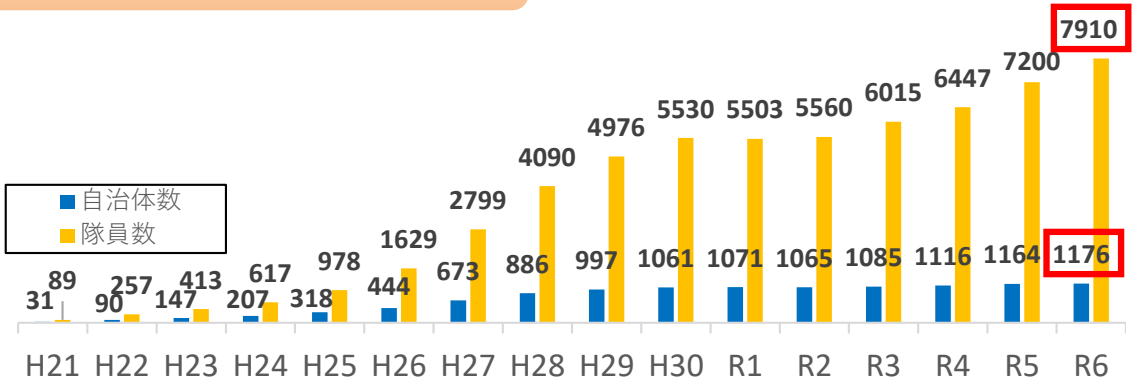

隊員の約4割は女性

隊員の約6割が20歳代と30歳代

直近５年に任期終了し定住した隊員については、およそ46%が起業※R6調査時点

地域おこし協力隊 地方財政措置の拡充（R7→R8）

1.地域おこし協力隊の任期延長特例の導入

○地域協力活動として地場産業等に従事し、任期終了後に一定の要件の下で当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うこととする場合、活動期間を最大５年に延長可能。

（伝統産業の承継）

（農業技術の習得）

2．「地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費」に対する特別交付税措置の拡充

○対象期間を延長（任期２年目から任期後１年以内 ⇒ 任期２年目から任期後３年以内）

○新たな雇用の創出等の要件を満たす場合、上限額を引上げ（100万円/人⇒200万円/人）

地域おこし協力隊の推進に要する経費

R８当初予算額案：２.５億円
R７補正予算額　：１.２億円
（R７当初予算額　：２.５億円）

- 地域おこし協力隊の隊員数は、令和６年度は7,910人であり、隊員数を10,000人とする目標を掲げている（地方創生に関する総合戦略）。
- 目標の達成に向けて、**情報発信の強化**、**現役隊員・自治体職員双方へのサポートの充実等の取組**により地域おこし協力隊の取組を更に強化し、**地方への新たな人の流れを力強く創出**する。

制度周知・隊員募集

■戦略的な広報の取組強化

拡充 インターネット広告やホームページ、SNS等による制度の周知を、ターゲットに応じて戦略的に実施する取組を強化し、隊員のなり手の更なる掘り起こしおよび応募者と自治体のマッチング強化を行う。

■課題を抱えている自治体に対する伴走支援

・　地域おこし協力隊の活用を検討する地方公共団体へ地域おこし協力隊の知見・ノウハウ等を有するアドバイザーを派遣することにより、伴走支援を行う。

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方が参加できる「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、制度を周知するとともに、隊員同士の学びや交流の場等を提供する。

隊員活動期間中

■「地域おこし協力隊全国ネットワーク」等の推進

・「地域おこし協力隊全国ネットワーク」において、令和6年度中に立ち上げた会員専用の情報共有・交流プラットフォームを活用し、情報収集・発信、隊員や協力隊経験者の活動支援等に取り組む。
・各地域における、協力隊経験者等によるネットワークの円滑な運営を推進することにより、より身近できめ細やかなサポート体制を構築する。

■「地域おこし協力隊サポートデスク」による相談体制の確保

・隊員や自治体職員からの相談に一元的に対応できるよう「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供する。

■各種研修会等の実施

・初任者研修やステップアップ研修といった隊員の「段階別」の研修を実施するとともに、隊員の孤立化の防止に向けて、同じ分野で活動する隊員間のつながりを強化し、任期終了後にも頼れる知己を得る場として「活動分野別」の研修を実施する。

・より一層の制度理解、隊員の円滑な活動の支援等のため、自治体職員向けの研修等を実施する。

拡充 隊員の起業・事業承継等を支援するため、「起業・事業化研修」等の取組を強化し、専門家のアドバイスによるビジネスプランの磨き上げ、事業実現に向けたサポート等の充実を行う。

任期後

起業・定住

地域への人材還流を促進！

地域活性化起業人

▶詳しくはこちらからご確認ください。

地域活性化起業人

①企業派遣型（H26～）
②副業型（R6～）／シニア型（R7～）

※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事することで、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置
- 地方公共団体と企業の協定締結に基づく**企業から社員を派遣する方式（企業派遣型）**と、地方公共団体と企業の社員または退職した個人の契約に基づく**副業の方式（副業型／シニア型）**により活用
- **地方公共団体**としては、**民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用し、地域の課題の解決を図る**ことができ、**民間企業**としては、**多彩な経験による人材の育成、企業（または社員）の社会貢献、新しい地域との関係構築、**シニア個人としても退職後の**新たな活躍の場の発見**などのメリットがある

地方公共団体

（対象：1,433市町村）

① 三大都市圏外の市町村
② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

※ B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員等の活用可能団体：上記①②のうち、政令市、中核市及び県庁所在市以外の市町村（1375市町村）（企業が受入団体と同一県内に所在する場合を除く）

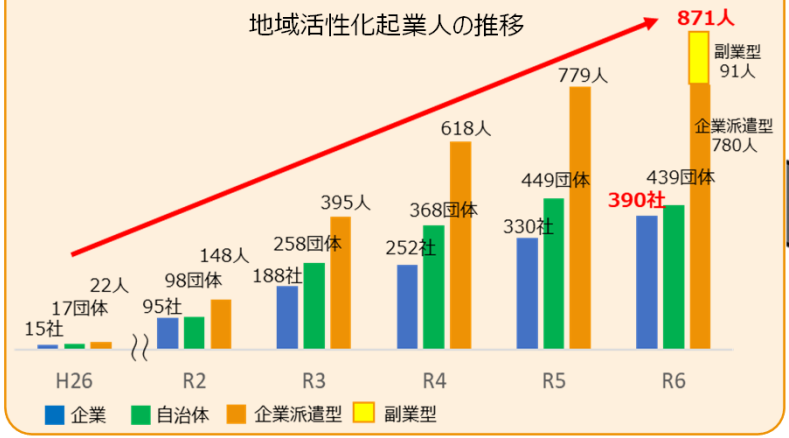

協定締結

○任期
6か月～3年

○活動例
・観光振興
・自治体・地域社会DX
・地域産品の開発　等

民間企業

A 三大都市圏に所在する企業
B 三大都市圏外の政令市、中核市及び県庁所在市に所在する企業※

【企業派遣型】

○要件
・自治体と**企業**が協定を締結
・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**　など

○特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**上限610万円/人**）※R8年度から引き上げ
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

社員（個人）

【副業型／シニア型（退職した個人）**】**

○要件
・自治体と**企業に所属する社員または所属していた個人**が契約を締結
・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
・受入自治体における滞在日数は**月１日以上**　など

○特別交付税
① 受入れの期間前に要する経費（上限100万円/団体、措置率0.5）
② 受入れの期間中に要する経費（**報償費等 上限100万円/人＋旅費上限100万円/人（合計の上限200万円/人）**）
③ 発案・提案した事業に要する経費（上限100万円/人、措置率0.5）

地域活性化起業人のマッチングプラットフォーム

地域活性化起業人制度の更なる推進のため、自治体や企業、副業に関心のある個人等が、それぞれ、抱える課題や来てもらいたい民間のスペシャリスト人材、自らが提供できるソリューションを登録し相互に交流できる場を構築しました！

登録・活用はこちらから→

自治体

民間のスペシャリスト人材を活用したいニーズ

- 民間企業や退職した個人の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用して地域の課題を解決
- 外部の視点・スピード感覚で取組を展開

マッチングプラットフォーム

自治体や企業、個人が、それぞれのニーズを登録

企業や副業に関心のある個人等

多彩な経験による人材の育成、企業の社会貢献、新しい地域との関係構築などのニーズ

- 民間企業の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

４．地域プロジェクトマネージャー

▶詳しくはこちらからご確認ください。

地域プロジェクトマネージャー

● 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠。そこで、市町村が、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる**「ブリッジ人材」**について、**「地域プロジェクトマネージャー」**として任用する制度。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感

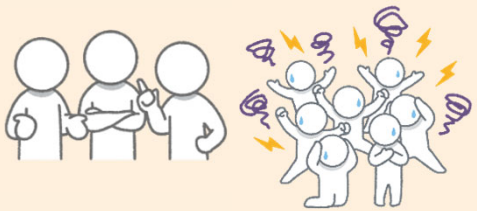

・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立

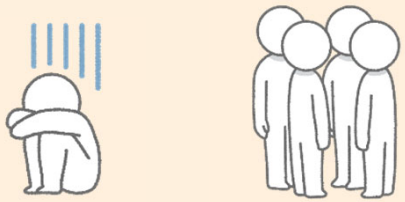

⇒プロジェクトの実があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

・多様な関係者間を調整、橋渡し

・チームとしてプロジェクトを推進

⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

★人物像

・地域の実情の理解、専門的知識・仕事経験を通じた人脈の活用、受入団体及び地域との信頼関係の構築 etc

★実施主体

・地方公共団体（市町村）
活用にあたっては下記の地域要件あり

★地域要件

・都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者（地域おこし協力隊と同様）

・ただし、現地在住の地域おこし協力隊経験者や地域活性化起業人経験者を任用する場合には移住は求めない

★地方財政措置

・地域プロジェクトマネージャーの報償費等を対象に、700万円/人を上限に特別交付税措置

・１市町村あたり２人、１人あたり３年間を上限

★取組自治体数と地域プロジェクトマネージャー数

・令和６年度には、104市町村において114名の地域プロジェクトマネージャーが活躍

移住・定住対策の推進

▶詳しくはこちらからご確認ください。

移住・定住対策の推進

● 地方への移住・定住を推進するため、都道府県・市町村が実施する以下の取組について、特別交付税措置

情報発信

措置率０．５×財政力補正

- 移住相談窓口の設置
- 移住相談会等の開催
- 各自治体のＨＰでの情報発信
- 移住関連イベント等への相談ブースの出展　等

移住体験

措置率０．５×財政力補正

- 移住体験ツアーの実施
- 移住体験住宅の整備（※）

（※）新築する場合は対象外

- ＵＩターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）　等

住居・就職支援

措置率０．５×財政力補正

- 空き家バンクの運営
- 住宅改修への助成
- 移住希望者に対する職業紹介　等

定住・定着に向けた支援

１人当たり上限５００万円（兼任の場合４０万円上限））

- 移住コーディネーターによる情報提供や相談対応
- 定住支援員による移住者等の地域生活支援　等

移住・交流情報ガーデン

R8当初予算額案　1.0億円
（R7当初予算額　　1.0億円）

○　地方への移住を検討している方等に対し、**居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談**についてワンストップで対応する窓口である「移住・交流情報ガーデン」を**東京駅八重洲口**に開設（平成27年３月28日開設）

- 関係府省とも連携し、地方への移住等に係る問合せや、しごと情報・就農支援情報に対応する**「相談窓口コーナー」**
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として**無料で利用可能**な **「イベント・セミナースペース」**
- 自由に地方への移住等に関する情報を検索できる**「情報検索コーナー」**や、「移住・交流」や「地域おこし協力隊」に関するパンフレットを配架している**「地域資料コーナー」**
- 地域おこし協力隊に関する相談等を一元的に対応する**「地域おこし協力隊サポートデスク」**

（移住フェアの模様）

（移住相談ブース）

［所在地］　東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
［アクセス］ＪＲ／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
地下鉄／銀座線 京橋駅より徒歩5分
銀座線・東西線　都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

子ども農山漁村交流プロジェクト

▶詳しくはこちらからご確認ください。

都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業

R8当初予算額案　0.2億円
（R7当初予算額　　0.2億円）

農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や関係人口の創出・深化に寄与（**子ども農山漁村交流プロジェクト、略称「子プロ」**）。

小学校
中学校
高等学校

学校教育活動

社会教育活動

送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築

農林漁業の宿泊体験活動

◆オンライン交流を実施することで、対面での交流効果向上を実現

◆コーディネーターの活用
◆課題解決に向けた研究と実践

農山
漁村

杉並区の小学生→山形県飯豊町
（宿泊体験後も給食で飯豊町の食材を使うなど、関係を継続）

①子供農山漁村交流支援事業（上限: 1組あたり250万円）

送り側と受入側の自治体が**連携**して取り組む**宿泊体験活動**をモデルとして、その実証・調査により得られた成果やノウハウを全国へ展開。　※対象経費：コーディネーター費用、こども、教員等の宿泊費用、旅費等

②体験交流計画策定支援事業（上限：100万円）

子プロの継続的な実施体制の構築のため、**「子供の農山漁村体験交流計画」の策定を支援**。国が委託したコーディネーターが伴走しながら、効果的な宿泊体験プログラムや、マッチング相手となる自治体を探す等の課題について検討を行う。

③子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子プロ推進のため、有識者による講義や先進事例、国の支援施策等について情報提供を行うセミナーを毎年開催。

首都圏を中心とした
角川ドワンゴ学園の中高生→
福島県西会津町
（町と学園の包括連携協定を活用して交流、手厚い受入体制を構築。
定員15名に対して112名の応募）

POINT

- 子ども、先生、保護者が受入地域の関係人口に！
- コーディネーターが伴走支援し、課題解決や地域の強み等について一緒に考えます
- これから子プロを始めようとする自治体にとって非常に有効な事業です

子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置

1　対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、都道府県・市町村は、地方財政措置（特別交付税措置）を受けることができます。
次の要件を全て満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」が対象です。（措置率0.5）

① 学校教育活動または社会教育活動の一環として実施されるものであること。

② 子供が**受入地域の住民と接触する機会**が確保されていること。

③ 子供が**受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会**が確保されていること。

住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- 農林漁業作業体験
- 収穫物等を使っての地元料理づくり
- 伝統芸能体験（子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など）　など

2　対象経費

送り側又は受入側の自治体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。

① **推進協議会**（都道府県・市町村）に要する経費

② **地域協議会**（送り側・受入側）の運営に要する経費

③ **小学生・中学生**の**宿泊体験活動**に要する経費（※）

①～③については、コーディネーターの配置に要する経費も含む。ただし、協議会については上限を240万円とする。

（※）の例

- 子供や教員に係る宿泊費用
- 教員が行う事前調査や打ち合わせのための旅費
- 事業のために要する借損料（バスその他の車輌や備品）　など

POINT

- 上記要件を満たせば**おためし地域留学**（事前見学ツアー等・数日～１週間程度）も対象となります。
- コーディネーターの配置に要する経費も対象となります。

地域力創造アドバイザー

▶詳しくはこちらからご確認ください。

地域力創造アドバイザー

地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う場合の外部専門家に関する情報提供及び招へいに必要な経費について特別交付税措置

地域人材ネット（地域力創造アドバイザー検索ページ）：https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html

アドバイザー派遣の流れ

市町村において
アドバイザーを
地域人材ネットから探す

地域の課題について
助言がほしい

市町村から
アドバイザーへ連絡

具体的なニーズを伝え、
招へいの可否、日程、
諸謝金、旅費等を調整

市町村にて
予算を計上

アドバイザーの
指導・助言
を踏まえて
取組を実施

アドバイザーと連携を密にし、
共に取り組む

財政措置

- 対象市町村
  - ① 三大都市圏外の市町村
  - ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村（対象：1,433市町村）
- 要件
  活用市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ**10日以上招へい**し、取組を実施

- 財政措置の内容　※財政力補正有り
  1 市町村当たり、以下に示す額を上限額として、特別交付税を措置
  （アドバイザー 1 人につき最大 3 年間招へい可能）
  - 民間専門家活用（**610万円／年**）
    謝金単価の上限は国の諸謝金等使用基準（9,300円/時）とする。
  - 先進自治体職員（240万円／年）
    謝金は対象外

アドバイザー活用事例

活用事例集は
こちら→

POINT

- **様々な分野の専門家をリストアップ**
- **招へい経費について、最大（610万円／年）を特別交付税で措置**
- **活用事例として、指導・助言によるワインコンクールでの受賞や、起業塾開講による多数の地域開業者の輩出、地域交通の利用者増など成功事例多数**

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度
令和８年度制度改正について（特別交付税措置の拡充）

令和８年度より、地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税措置について、措置期間を拡充するとともに、物価高騰の影響を踏まえ、対象経費の上限額の引き上げを実施する。

併せて、アドバイザーへの謝金（報償費）については、国の謝金単価を上限とする。

１.特別交付税措置期間の拡充

○地域力創造アドバイザーの活用に要する特別交付税の措置期間について、

これまで１市町村当たりの活用期間を最大３年間としていたところ、

３年活用済の市町村においても、**異なるアドバイザーを活用する場合、**新たに３年間活用を可能とする。

（アドバイザー１人につき最大３年間活用可能）

２.特別交付税措置対象経費の上限額の引き上げ

○民間専門家活用の上限額の引き上げ

【R7】１市町村当たり５９０万円／年　⇒【R8】１市町村あたり**６１０万円／年**

○アドバイザーへの謝金単価の上限の設定

謝金（報償費）単価の上限を**国の諸謝金等使用基準（９，３００円／時）**とする。

定住自立圏構想の推進

▶詳しくはこちらからご確認ください。

「定住自立圏構想」の推進（H21～）

- 中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進**し、**地方圏における定住の受け皿を形成**する。

定住自立圏構想推進のための地方財政措置

特別交付税

- 包括的財政措置（中心市：上限8,500万円程度（※）、近隣市町村：上限1,800万円）※措置率0.8

  （※）当該定住自立圏の近隣市町村合計人口・合計面積、近隣市町村数に応じて上限額を調整

- 外部人材の活用に要する経費に対する財政措置（上限700万円／団体）※措置率0.8
- 病診連携等による地域医療の確保に要する経費に対する財政措置（上限800万円／団体）※措置率0.8　等

地方債

- 地域活性化事業債を充当※　（充当率90%、交付税算入率30%）

  ※医療・福祉、産業振興、公共交通の３分野に限る

圏域形成に向けた手続

中心市

○人口５万人程度以上
○昼夜間人口比率１以上
○原則３大都市圏外　　等

②定住自立圏形成協定の締結
中心市と近隣市町村が１対１で、議会の議決を経て締結

③定住自立圏共生ビジョンの策定
圏域の将来像や推進する具体的取組を記載

近隣市町村

特定地域づくり事業協同組合

▶詳しくはこちらからご確認ください。

特定地域づくり事業協同組合制度

R8当初予算額案　6.2億円
（R7当初予算額　　5.6億円）
※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→

○　地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等を雇用し、就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材を育成するとともに地域社会の維持・地域経済の活性化を図る。

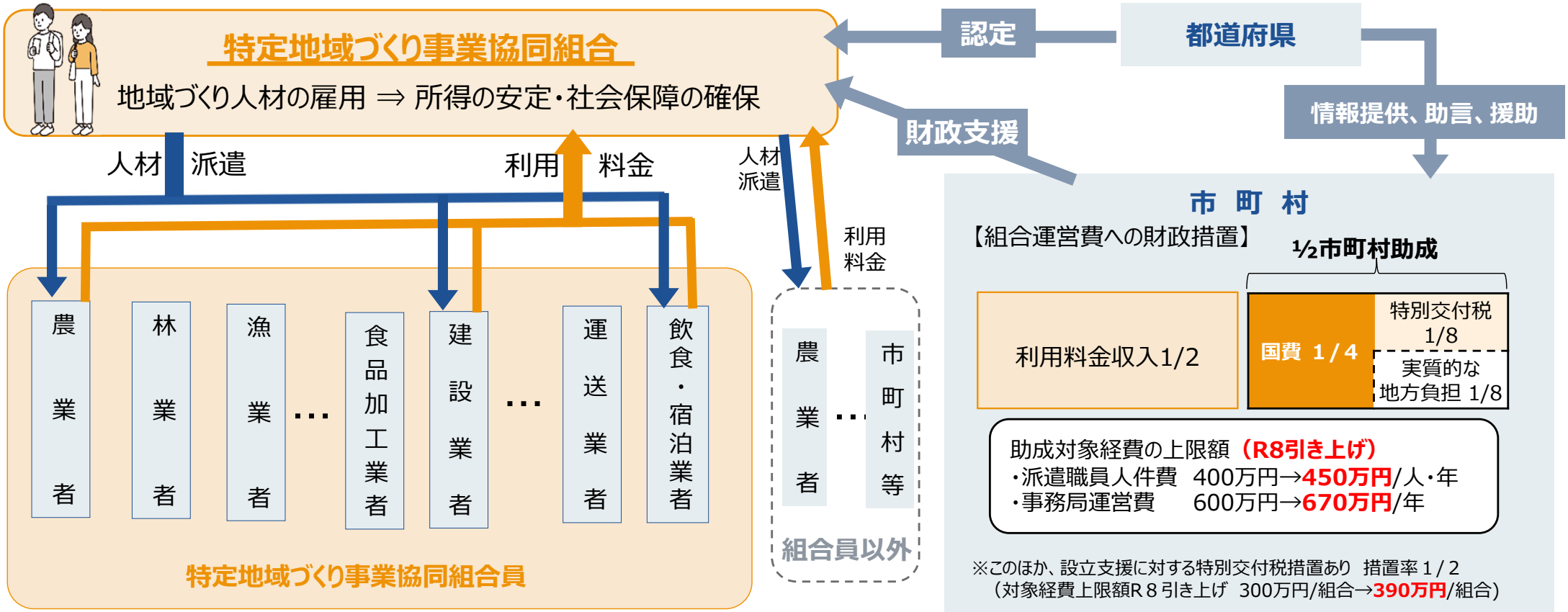

POINT

- 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出、地域の担い手を確保
- 対象は、人口規模や密度等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
- 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 令和７年３月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
  （員内利用の20%まで → 関係市町村等への派遣に限り、員外利用規制の上限を員内利用の50%まで緩和）

特定地域づくり事業協同組合　認定状況

組合数　135組合（40道府県138市町村）

※R7.12.１現在（交付決定ベース）

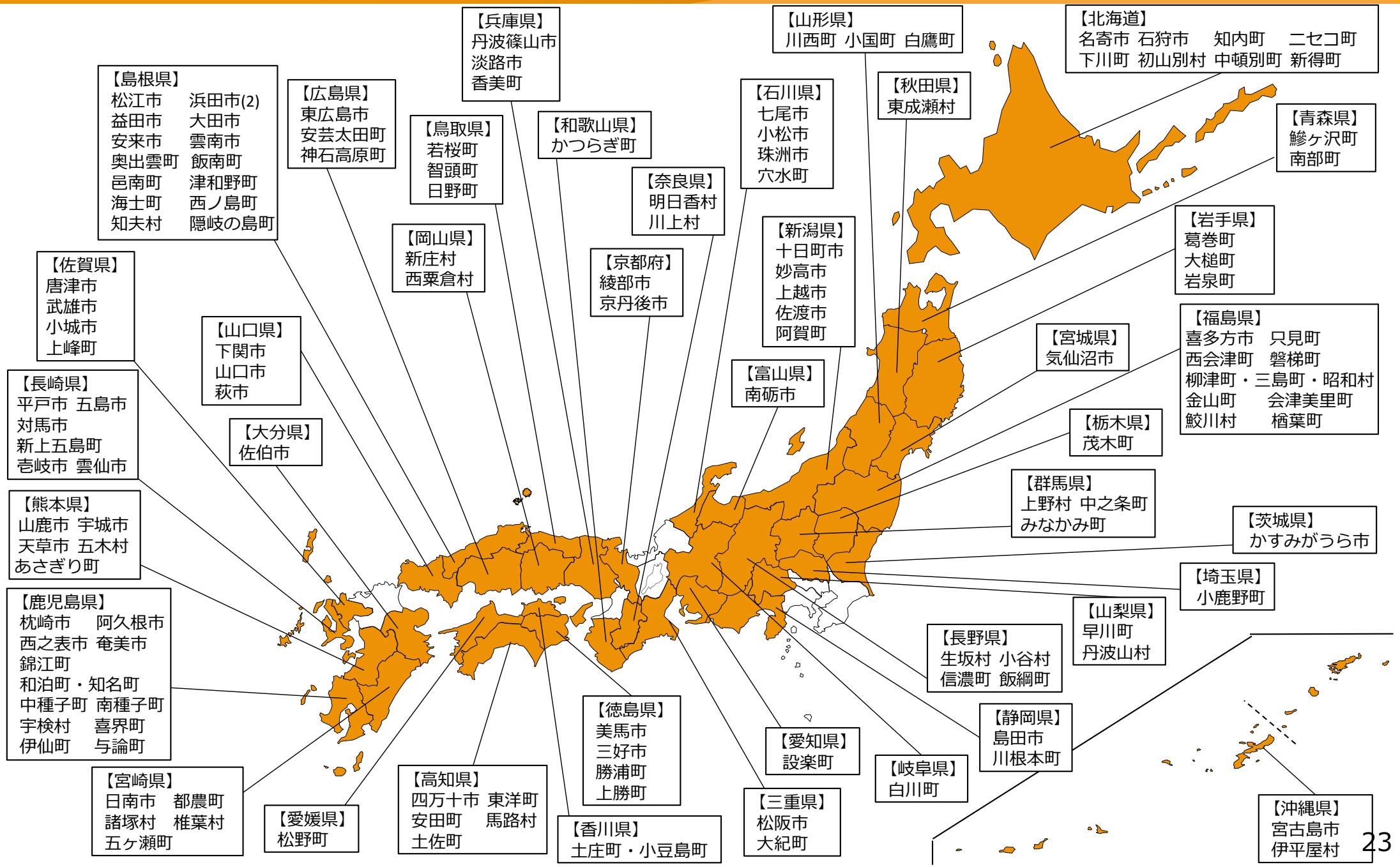

地域運営組織の形成・運営

▶詳しくはこちらからご確認ください。

地域運営組織（RMO）の形成・運営

※RMO：Region Management Organization

R8当初予算額案　0.3億円
（R7当初予算額　　0.3億円）

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織

- 全国には**8,193組織**、地域運営組織が形成されている市区町村数は**893団体**（令和６年度総務省調査）
- “人材・資金・情報”の３つの側面から地域運営組織の形成及び持続的な運営に向けた活動を後押し

ＲＭＯイメージ図

※概ね小学校区単位で活動

※「○○まちづくり協議会」
「△△コミュニティ協議会」等の名称での活動を確認

ＲＭＯ活動事例

（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- 生活関連情報をワンストップで収集できるアプリ等のICT技術を活用した高齢者の見守り、子ども食堂、地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施
- **地域の若者（約30人）が事務局として参加し**住民の話し合いを運営、アイディアを集約し、生活に根差した事業を展開している

POINT

- 各主体がバラバラに活動するのではなく、１つの組織として分野横断的に活動することで、地域課題の解決可能性が高まる
- 従来の住民自治組織と比較して、若者や女性が参加しやすい組織
- 自治体と地域をつなぐ主体となり、様々な地域活動の基盤（インフラ）となる
- 地域運営組織の形成・運営等に要する経費について地方財政措置を講じている※次ページ参照

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1．住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

■事務局運営や事業活動の支援

⇒ **普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置**

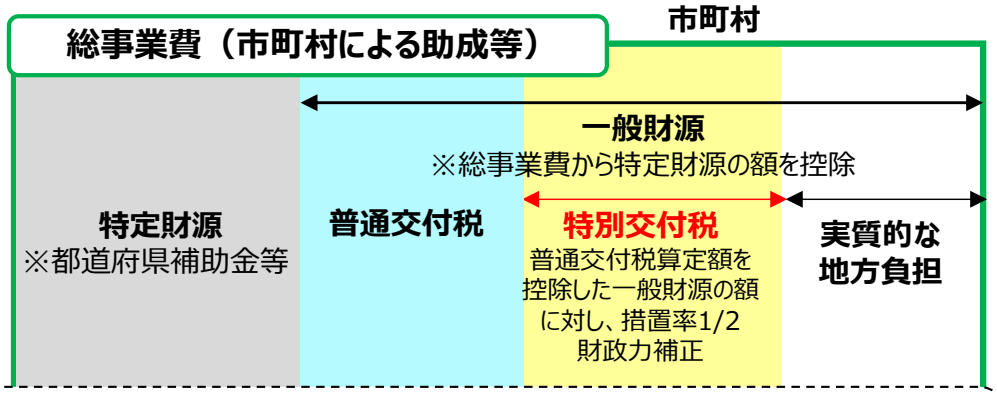

<措置対象>
（１）：事務局人件費　等
（２）：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費　等

■形成支援

⇒ **特別交付税措置**

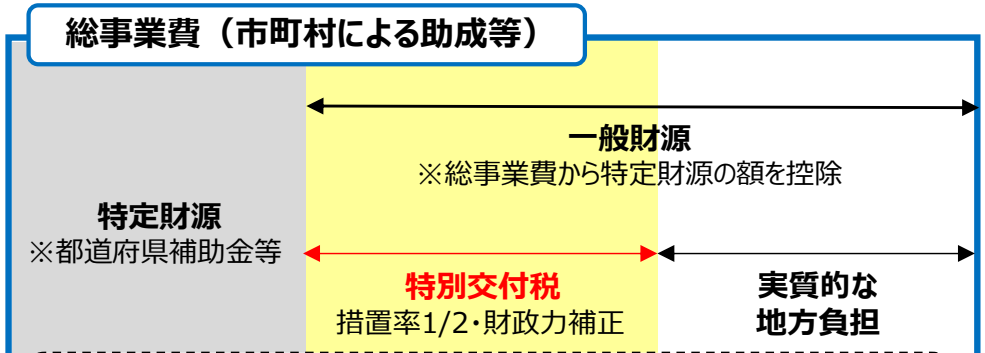

<措置対象>
ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費　等　※措置回数制限あり
※令和８年度からは、ワークショップ開催のための臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大220万円→240万円）

2．地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

⇒ **特別交付税措置**

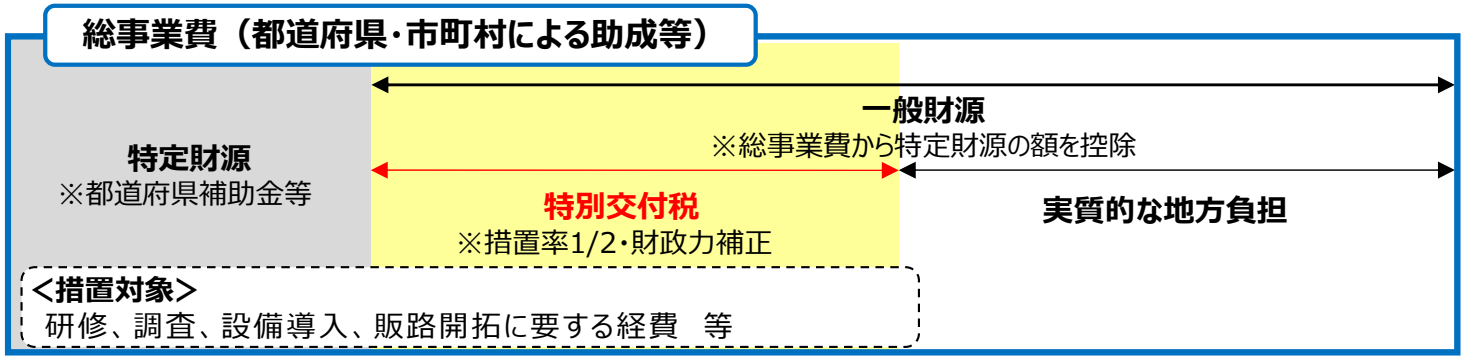

<措置対象>
研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費　等

空き家対策・所有者不明土地等対策の推進

地方公共団体が行う空き家対策に対する財政措置

特別交付税措置（平成28年度より）

- 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象
- 措置率０．５　　団体の財政力に応じた補正あり

地方公共団体が行う空き家対策

国庫補助の対象となる事業
（国土交通省「空き家対策総合支援事業」等）

- 空家等対策計画に基づき行う空き家等の**除却・活用**※
  除却後の土地の整備・附帯工事
  ※予算額等の制限により除却・活用を単独事業として実施する場合あり。
  測量費・試験費等を含む。
- 空き家等の活用か除却かを判断するための**フィージビリティスタディ**
- **空家等対策計画策定**や計画策定等に必要な**実態把握**
- 空き家等の**所有者の特定**
- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための事業
- 費用回収の見込めない**行政代執行**や行政代執行等に向けて必要となる**法務的手続等**

国庫補助の対象とならない経費※

- 空き家対策のための**広報**
- 空き家に関する**相談窓口の設置**
- 空き家対策のための**データベースの整備**
- **空き家バンクの設置や運営**
- 空き家の入居者への**家賃補助**　　等

※正規職員の人件費等は対象外

単独事業※1として実施する空き家の除却等

- 空き家対策計画に基づき行う空き家等の**除却・活用**※2･3

※1　国庫補助の対象事業だが、予算額等の制限により単独事業として実施する場合
※2　空家等対策計画区域内において、空家特措法に基づく助言又は指導を行い、命令するに至っていない「特定空家」（空家特措法第2条第2項）に対するものに限る
※3　地方公共団体が所有者等に対して助成を行う場合に限る

補助事業に係る地方負担に対して特別交付税措置
（都道府県※・市町村が対象）

※市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

地方公共団体が**単独で実施する空き家対策**に対して特別交付税措置
（市町村が対象）

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策に対する財政措置

特別交付税措置（令和４年度より）

- 補助事業に係る地方負担と単独事業に係る経費のいずれも対象
- 措置率０．５　　団体の財政力に応じた補正あり

地方公共団体が行う所有者不明土地等対策

所有者不明土地等対策事業費補助金の対象※

- 所有者不明土地・低未利用土地の**実態把握**
- **所有者不明土地対策計画の作成**
- 土地の**所有者探索**や、土地の**利活用のための手法等の検討**
- 土地の**管理不全状態の解消**
- 勧告・命令・代執行、管理命令等を請求するための**法務手続等**
- 所有者不明土地・低未利用土地の管理等に関する**広報・啓発**【R7～】
- 所有者不明土地・低未利用土地における**地域活性化のための簡易な設備の整備**(東屋、ベンチ、水栓等)【R8～】※詳細については調整中
- その他上記の事業と併せて実施する関連事業　　等

※ 所有者不明土地対策計画（一定の要件を満たす既存計画を含む）に基づく取組が対象

国庫補助の対象外となるソフト経費※

- 所有者不明土地等対策のための**データベースの整備**
- **空き地バンクの設置や運営**

等

※ 正規職員の人件費等は対象外

補助事業に係る地方負担に対して特別交付税措置
（都道府県※・市町村が対象）

地方公共団体が**単独で実施する**
所有者不明土地等対策に対して特別交付税措置
（市町村が対象）

※ 市町村が国庫補助を受けて実施する事業に対する都道府県補助事業も含む

ＰＰＰ／ＰＦＩの導入促進

ＰＰＰ／ＰＦＩの導入促進（総務省の取組）

● 厳しい財政制約の中で、公共施設の老朽化が進む現状を踏まえると、ＰＰＰ／ＰＦＩによる民間の資金やノウハウの活用は重要

１．地方公共団体への周知

○H26.6.30 **「『PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について』の送付及び公共施設等運営権制度における指定管理者制度や公営企業の取扱等について」**

→公共施設等運営権制度と指定管理者制度との適用関係、公共施設等運営権設定後の公営企業の取扱等について周知。

○H27.8.28 **「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」**

→公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を要請。

○H27.12.17 **「『多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針』について」**

→人口20万人以上の地方公共団体に優先的検討規程の策定を要請。

○H28.10 **「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド（国土交通省・内閣府・総務省）」**

→PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関し、先進的に取り組んできた地方公共団体の事例をもとにガイドを作成。

○R2.7 **「『PPP/PFI事例集』の御案内」**

→R2.4月に内閣府民間資金等活用事業推進室によって作成された事例集について、地方公共団体に周知。

○R3.6.21 **「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」**

→人口10万人以上の地方公共団体に優先的検討規程の策定を要請。※R5.7.24に再度要請

○R4.10.31 **「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置について（通知）」**

→「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」に基づく取組の推進を要請。

○R5.7.24 **「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について」**

→人口10万人以上の地方公共団体に優先的検討規程の策定を要請。

○R7.6.4 **「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）」**

→人口５万人以上の地方公共団体に優先的検討規程の策定を要請。

○　加えて、公営企業についても、水道・下水道事業における広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を実施。あわせて、公営企業会計の適用については、新たなロードマップにより、人口3万人未満も含め地方公共団体における取組を一層促進。

ＰＰＰ／ＰＦＩの導入促進（総務省の取組）

２．公共施設等総合管理計画の策定、見直し

○ 公共施設等の更新などに際してPPP/PFIは有効な手段であることから、公共施設等総合管理計画の策定、見直しにあたってPPP/PFIを積極的に活用するよう検討することが重要。

○ 公共施設等総合管理計画については、各地方公共団体に対して、平成26年度から28年度までの３年間での策定を要請（平成26年4月22日付け総務大臣通知）。あわせて、計画策定等に関する指針を策定（令和5年10月10日改訂）。当指針では、計画の検討にあたってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう明記。

○ また、説明会の開催等により地方公共団体における公共施設等総合管理計画の策定、見直しを促進。

３．地方公会計の整備

○ PPP/PFIの導入促進のためには、地方公共団体が保有するストック情報を民間事業者に対して開示することが重要。

○ 総務省では、各地方公共団体に対して、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、公表を前提とした統一的な基準による財務書類及び固定資産台帳を整備するよう要請（平成27年1月23日付け総務大臣通知）。分析手法や事例の紹介、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」や研修等の実施により、予算編成や資産管理等への活用を促進。

４．地方財政措置

○ 地方公共団体がPPP/PFIを導入しても、地方財政上不利にならないよう財政措置を講じる（イコールフッティングを図る）ことが基本。

○ 平成27年度から、地方公共団体が国庫補助を受けて実施するコンセッション方式の導入に向けた調査等の準備事業に係る地方負担について、特別交付税措置を講じている。

過疎対策の推進

▶詳しくはこちらからご確認ください。

過疎地域持続的発展支援交付金

R８当初予算額案　805百万円
（R７当初予算額　　805百万円）

1　過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（ソフト）

基幹集落と周辺の複数集落による「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動 等

※過疎地域以外も活用可能

POINT

- 事業主体：　**地域運営組織等**
- 補助対象：集落課題の解決に資する幅広い事業
- 補 助 率　：限度額1,500万円の定額補助

下記事業は限度額を上乗せ
①専門人材を活用する事業　＋　500万円
②ICT等技術を活用する事業　＋　500万円
③上記①と②を併用する事業　＋1,000万円

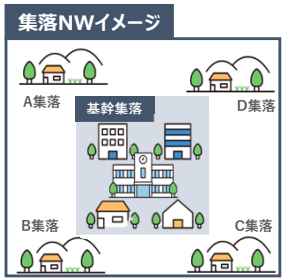

2　過疎地域持続的発展支援事業（ソフト）

過疎市町村･都道府県が実施するＩＣＴ等技術活用事業、人材育成事業
※都道府県は人材育成事業のみ

POINT

- 事業主体：　**過疎市町村、都道府県**（人材育成事業のみ）
- 補助対象：地域リーダーの育成等の人材育成、オンライン健康診断、買い物等の生活支援、鳥獣被害対策　など
  ⇒ICT技術を利用した幅広い事業が対象
- 補 助 率　：限度額2,000万円の定額補助
  都道府県は、１/２又は６/10(財政力指数0.51未満)

3　過疎地域集落再編整備事業（ハード）

集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用 等

POINT

- 事業主体：　**過疎市町村**
- 補助対象：団地造成費、生活関連施設整備費、空き家改修費　など
- 補 助 率　：１/２以内
  ※交付対象経費の限度額あり
  （例）定住促進空き家活用事業：400万円×戸数

4　過疎地域遊休施設再整備事業（ハード）

遊休施設を再活用して地域間交流、地域振興、地域課題解決を図るための施設整備

POINT

- 事業主体：**過疎市町村**
- 補助対象：廃校舎、公民館等の改修費、主要施設の機能拡張費
- 補 助 率　：１/３以内
  ※交付対象経費の限度額あり：6,000万円

過疎地域における税制等の特例措置（国税・地方税）

制度概要	【国税】割増償却	【地方税】課税免除等に係る減収補てん措置
対象税目	●所得税、法人税	●事業税、不動産取得税、固定資産税
措置内容	●個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、減価償却額を以下のとおり割増償却 ・機械等：３２％ ・建物等：４８％ POINT 課税所得税負担を軽減し、設備投資直後の企業の資金繰りを支援	●個人又は法人が、対象となる事業用設備を取得等した場合において、都道府県又は市町村が、条例に基づき課税免除又は不均一課税を行った場合に 減収分の７５％を普通交付税で補てん POINT 過疎地域に企業を置くことへの インセンティブ
期間	●５年間	●事業税、固定資産税：最初に課税免除等を行った年度から３年間（畜産業・水産業は５年間） ●不動産取得税：当該年度分のみ

対象業種・取得価額等

（１）【国税】所得税・法人税、【地方税】事業税

個人又は法人が、以下の要件に該当する事業用設備を取得等した場合

事業者の規模（資本金）		個人又は5,000万円以下	5,000万円超1億円以下	1億円超
対象となる設備投資		機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等（取得、製作、建設、改修）	機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設	
対象業種・取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農林水産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上		

（２）【地方税】不動産取得税・固定資産税

上記（１）の設備に係る家屋、機械・装置、構築物、当該家屋の敷地である土地に係るもの

（３）【地方税】事業税（畜産業・水産業）

個人又は同居の親族で、事業を行った日数の合計が、当該年における延べ労働日数の１／３超～１／２以下の場合の各年の所得額

集落支援員

○　**集落の維持・活性化**のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、
①**集落の巡回・状況把握**、②**住民同士の話し合いの促進**、これらを通じ必要とされた③**具体的な集落の維持・活性化に向けた取組やその取組主体となる地域運営組織などをサポート**

集落支援員の活動イメージ

必須業務

① 集落点検の実施

市町村職員と協力し、住民とともに集落点検を実施

② 集落のあり方についての話し合い促進

「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

③ 集落の維持・活性化に向けた取組や取組主体となる地域運営組織などをサポート

①デマンド交通システムなど地域交通の確保
②都市から地方への移住・交流の推進
③特産品を生かした地域おこし
④高齢者見守りサービスの実施
⑤伝統文化継承
⑥集落の自主的活動への支援　　等

集落の「目配り」役として、住民を主体とした集落の維持・活性化を支援！

●特別交付税措置

POINT

●集落支援員を設置した地方自治体に対して特別交付税措置を講じる。

対象団体　市町村 及び 都道府県 ※1

対象経費　① 集落支援員の設置
② 集落点検の実施
③ 集落における話し合いの実施
④ 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策

措 置 額　**集落支援員１人あたりの上限額**
専 任　500万円 ※2
兼 任　40万円

※１　国勢調査における人口集中地区での取組は措置の対象外
※２　兼任であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上の場合を含む

●配置状況（R６年度）

専 任　**2,645**人
兼 任　**3,022**人（自治会長などとの兼務）

専任の「集落支援員」の属性

- 約５割が50代以下
- 約５割が元会社員・元公務員・元教員
- 約９割がそれまで暮らしていた自治体で活動

都道府県過疎地域等政策支援員

過疎地域等の持続的発展のため、**都道府県において専門人材（都道府県過疎地域等政策支援員）を確保し、管内市町村をサポート**

対象団体	都道府県
対象経費	都道府県過疎地域等政策支援員の活動に要する経費（報償費、旅費、委託費等）
要件	①過疎地域その他の条件不利地域（過疎、山村、離島、半島、奄美、小笠原、沖縄）を有する複数の市町村への支援 ②市町村の施策の企画立案、指導・助言、関係者調整等の支援の業務に従事すること ③都道府県の過疎計画に記載があること　等
財政措置	POINT ・対象経費の上限額を年間590万円／人 → **年間 610 万円／人に増額** ・措置率0.5 ・財政力補正あり

【専門人材の活用イメージ】

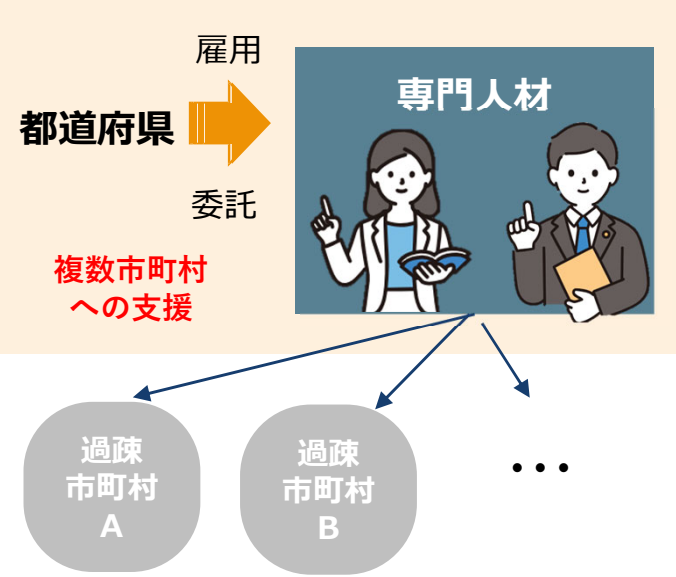

業 務 の 例

- **産業振興（農林水産業）**
  ・・・販路拡大、ブランド化、６次産業化、経営指導、スマート農林水産業、担い手確保　等
- **産業振興（商工業、その他）**
  ・・・サテライトオフィス等の企業誘致、商品開発、創業支援、特定地域づくり事業協同組合支援　等
- **産業振興（観光）**
  ・・・観光戦略、DMO支援、観光・宿泊施設の経営改革、インバウンド対策　等
- **地域における情報化**
  ・・・情報通信技術の利活用　等
- **地域公共交通の確保**
  ・・・地域公共交通網の維持・再編、新技術活用　等
- **生活環境の整備**
  ・・・水道事業経営　等
- **高齢者等の保健・福祉**
  ・・・地域包括ケアシステム、子育て支援　等
- **医療の確保**
  ・・・医療政策支援　等
- **教育の振興**
  ・・・ICT教育、農山漁村留学、外国語教育、キャリア教育　等
- **集落の整備**
  ・・・集落対策、空家対策　等
- **地域文化の振興**
  ・・・文化財保護　等
- **再生可能エネルギーの利用推進**
  ・・・再生可能エネルギーの導入支援　等

人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究事業

人口減少地域における買物サービスの確保に向けて、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組について、調査研究を実施

＜現状と課題＞

○人口減少に伴う、商店の閉店等により、地域住民の日常の買物の機会の確保が課題となってきている

○一方、このような課題に対応するため、移動販売などを地域と民間事業者が連携して実施する取組が出てきている

○今後も人口減少が見込まれる中、地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した買物サービスの効果的な普及・展開を図る必要がある

＜事業概要＞

○地域と民間事業者が連携した先進事例を調査研究

・地域住民・地元自治体と民間事業者が連携した事例を調査

・民間事業者のビジネスモデルや課題を調査

など

▼

○地域と民間事業者が連携した取組の見える化

○地方自治体や地域運営組織等への情報提供、普及・展開

＜地域と民間事業者が連携した取組事例＞

移動販売・宅配事業の取組

地元住民を社員とする一般社団法人が、

- 地元スーパーと連携して、販売代行による移動販売を実施
- 民間事業者と連携して、宅配事業を実施（地域で整備した拠点倉庫に配送された商品を配送代行により個配）

店舗設置の取組

国交付金を活用して村が整備し、
地元三セクが指定管理を行う道の駅に、

- テナントとして、地元スーパーを誘致して店舗を開設（テナント料として使用料を徴収）
- 当該スーパーは、村からの補助金を受けて、買物バスを運行